

## 一般財団法人 神奈川県建築安全協会 住宅省エネラベル適合性評価業務手数料規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (手数料)

第2条 業務規程第14条に規定する評価業務の手数料（以下「評価業務手数料」という。）は、次に掲げる額とする。

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

適用する基準			一般の手数料の額 (1件につき)	評価書等※を利用 する場合の手数料 の額(1件につき)
総合省エネ基準 及び断熱性能基 準への適合	住宅事業建築主 の判断基準算定 用Webプログラ ム	断熱材のR値	30,000	10,000
		Q値、U値、断熱 性能の区分	30,000	
	住宅・住戸の省エネルギー性能の 判定Webプログラム		30,000	
	基準達成率算定用シート		30,000	
総合省エネ基準 への適合	住宅事業建築主 の判断基準算定 用Webプログラ ム	断熱材のR値	15,000	10,000
		Q値、U値、断熱 性能の区分	20,000	
	住宅・住戸の省エネルギー性能の 判定Webプログラム		30,000	
	基準達成率算定用シート		20,000	

※評価書等とは、設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（原則として断熱等性能等級4）、長期優良住宅建築計画等に係る認定通知書・長期優良住宅建築計画等に係る技術的審査適合証、フラット35S適合証明書（省エネ性）をいう。

### (手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

### (計画変更手数料)

第4条 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料の額は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(再発行手数料)

第5条 適合証の再発行を行う場合の手数料の額は、2,000円とする。

(手数料の支払方法等)

第6条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る手数料は、申請者の負担とする。

(附則)

この規程は、平成22年8月2日より施行する。

この規程は、平成24年1月30日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。